

理事会補佐に関する細則

第1条

理事長は会務を遂行するにあたって、特に必要と判断した場合、理事会補佐を若干名任命することができる。

第2条

理事会補佐の候補者は、理事長が正会員の中から指名することができる。

第3条

理事会補佐は、理事会の議を経て承認される。

第4条

理事会補佐は理事会の業務を補佐する。

第5条

理事会補佐は理事会に参加し、参考意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

第6条

理事会補佐の任期は、選任後 1 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

附則

この細則は、2020 年 3 月 18 日から施行する。

この改定は、2021 年 2 月 11 日から施行する。